

埼玉県中小企業制度融資要綱改正 新旧対照表

改正後	現行								
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)								
第4 各資金(貸付)の融資条件	第4 各資金(貸付)の融資条件								
1 事業資金(一般貸付)	1 事業資金(一般貸付)								
<table border="1"> <tr> <td>(1)～(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)信用保証</td> <td>付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)(以下「横断的制度」という。)を適用する場合は事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)要綱(以下「横断的制度要綱」という。)に定める信用保証料率を上乗せする</u></td> </tr> </table>	(1)～(6)	(略)	(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)(以下「横断的制度」という。)を適用する場合は事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)要綱(以下「横断的制度要綱」という。)に定める信用保証料率を上乗せする</u>	<table border="1"> <tr> <td>(1)～(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)信用保証</td> <td>付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内</td> </tr> </table>	(1)～(6)	(略)	(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内
(1)～(6)	(略)								
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)(以下「横断的制度」という。)を適用する場合は事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)要綱(以下「横断的制度要綱」という。)に定める信用保証料率を上乗せする</u>								
(1)～(6)	(略)								
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内								
<table border="1"> <tr> <td>(8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(8)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(8)	(略)				
(8)	(略)								
(8)	(略)								
<table border="1"> <tr> <td>(9)保証人</td> <td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u></td> </tr> </table>	(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>	<table border="1"> <tr> <td>(9)保証人</td> <td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td> </tr> </table>	(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要				
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>								
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要								
<table border="1"> <tr> <td>(10)～(11)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(10)～(11)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(10)～(11)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(10)～(11)	(略)				
(10)～(11)	(略)								
(10)～(11)	(略)								
(12)埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)(4部1組)(以下「申込書」という。)添付書類(2部うち原本1部)	(12)埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)(4部1組)(以下「申込書」という。)添付書類(2部うち原本1部)								
<p>ア～ケ (略)</p> <p><u>コ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>サ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u></p>	<p>ア～ケ (略)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>								
2 事業資金(短期貸付)	2 事業資金(短期貸付)								
<table border="1"> <tr> <td>(1)～(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)信用保証</td> <td>原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u></td> </tr> </table>	(1)～(6)	(略)	(7)信用保証	原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>	<table border="1"> <tr> <td>(1)～(6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(7)信用保証</td> <td>原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内</td> </tr> </table>	(1)～(6)	(略)	(7)信用保証	原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内
(1)～(6)	(略)								
(7)信用保証	原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>								
(1)～(6)	(略)								
(7)信用保証	原則として付する。保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.64%以内								
<table border="1"> <tr> <td>(8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(8)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(8)	(略)				
(8)	(略)								
(8)	(略)								
<table border="1"> <tr> <td>(9)保証人</td> <td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は不要</u></td> </tr> </table>	(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は不要</u>	<table border="1"> <tr> <td>(9)保証人</td> <td>個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td> </tr> </table>	(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要				
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は不要</u>								
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要								
<table border="1"> <tr> <td>(10)～(11)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(10)～(11)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(10)～(11)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(10)～(11)	(略)				
(10)～(11)	(略)								
(10)～(11)	(略)								
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)								
<p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>オ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u></p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>								
* (略)	* (略)								

3 小規模事業資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。 <u>保証料率は次のア又はイとする</u> <u>ア 小口零細企業保証を利用する場合の保証料率は年0.50%～1.76%以内</u> <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u> <u>イ 特別小口保険を利用（個人に限る。）する場合の保証料率は年0.80%以内</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類（2部（ケは1部）うち原本1部）	
ア～コ	(略)
サ	<u>横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u>
シ	<u>経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>

* (略)

3の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。 <u>保証料率は次のア又はイとする</u> <u>ア 小口零細企業保証を利用する場合の保証料率は年0.50%～1.76%以内</u> <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u> <u>イ 特別小口保険を利用（個人に限る。）する場合の保証料率は年0.80%以内</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類（2部（エは1部、オは3部）うち原本1部）	
ア～カ	(略)
キ	<u>横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u>
ク	<u>経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>

* (略)

4 起業家育成資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。 <u>保証料率は次のア又はイとする</u> <u>ア 創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用する場合の保証料率は年0.80%以内</u> <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u> <u>イ スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合の保証料率は年1.00%以内</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合又は横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～ス	(略)
セ	<u>横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u>
ソ	<u>経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>

* 1～* 6 (略)

3 小規模事業資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.50%～1.76%以内（小口零細企業保証） ただし、特別小口保険を利用（個人に限る。）する場合は年0.80%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類（2部（ケは1部）うち原本1部）	
ア～コ	(略)
	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>

* (略)

3の2 小規模事業資金の借換制度（再借換を含む。）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.50%～1.76%以内（小口零細企業保証） ただし、特別小口保険を利用（個人に限る。）する場合は年0.80%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類（2部（エは1部、オは3部）うち原本1部）	
ア～カ	(略)
	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>

* (略)

4 起業家育成資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は創業関連保証及び再挑戦支援保証は年0.80%以内、スタートアップ創出促進保証制度は年1.00%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合は不要
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～ス	(略)
	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>

* 1～* 6 (略)

5 設備投資促進資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類(2部(ケ、コ、サは3部)うち原本1部)	
ア～ス (略)	
<u>セ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>ソ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

* 1～* 3 (略)

6 産業創造資金(経営革新計画促進貸付)

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.77%以内(経営革新関連保証) <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	
ア～ク (略)	
<u>ケ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>コ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

* (略)

7 産業創造資金(事業承継特別貸付) (略)

8 産業創造資金(事業承継支援貸付)

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内((1)イ(ア)は経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証、(1)イ(イ)は経営承継準備関連保証) <u>ただし、(1)イ(イ)の場合を除き、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、(1)イ(イ)の場合又は横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	
ア～コ (略)	
<u>サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

5 設備投資促進資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類(2部(ケ、コ、サは3部)うち原本1部)	
ア～ス (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

* 1～* 3 (略)

6 産業創造資金(経営革新計画促進貸付)

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.77%以内(経営革新関連保証)
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	
ア～ク (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

* (略)

7 産業創造資金(事業承継特別貸付) (略)

8 産業創造資金(事業承継支援貸付)

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内((1)イ(ア)は経営承継関連保証又は経営承継準備関連保証、(1)イ(イ)は経営承継準備関連保証)
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要。(1)イ(イ)にあつては不要
(10)～(11)	(略)
(12)申込書添付書類(2部うち原本1部)	
ア～コ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

9 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～セ (略)	
<u>ソ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>タ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

*1～*3 (略)

10 産業創造資金（海外投資貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内、海外投資関係保証は年0.97%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～カ (略)	
<u>キ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>ク 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

11 産業創造資金（産業立地貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	取扱金融機関との協議により定める 保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.59%以内 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、保証を付し横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1-3）（2部（保証を付する場合は3部））添付書類（2部（保証を付する場合は3部）うち原本1部）	
ア～テ (略)	
<u>ト 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>ナ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

*1～*5 (略)

9 産業創造資金（社会貢献企業等優遇貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～セ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

*1～*3 (略)

10 産業創造資金（海外投資貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 ただし、海外投資関係保証は年0.97%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～カ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

11 産業創造資金（産業立地貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	取扱金融機関との協議により定める 保証を付する場合、保証料率は年0.45%～1.59%以内
(8)担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める
(9)保証人	
(10)～(11)	(略)
(12) 埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1-3）（2部（保証を付する場合は3部））添付書類（2部（保証を付する場合は3部）うち原本1部）	
ア～テ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

*1～*5 (略)

1 2 経営安定資金（大臣指定等貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.80%以内（経営安定関連保証・災害関係保証・危機関連保証）、特定業種関連の場合年0.68%以内（経営安定関連保証） <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～キ (略)	
<u>ク 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>ケ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

* 1～* 2 (略)

1 2 の 2 経営安定資金（知事指定等貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内、金融円滑化関連の場合は年0.68%以内（経営安定関連保証） <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～コ (略)	
<u>サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

* (略)

ただし、融資対象者がエネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている場合にあっては、表を次のとおり読み替える。

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～エ (略)	
<u>オ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>カ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

1 2 経営安定資金（大臣指定等貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.80%以内（経営安定関連保証・災害関係保証・危機関連保証） ただし、特定業種関連の場合年0.68%以内（経営安定関連保証）
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～キ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

* 1～* 2 (略)

1 2 の 2 経営安定資金（知事指定等貸付）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内 ただし、金融円滑化関連の場合、年0.68%以内（経営安定関連保証）
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～キ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

* (略)

ただし、融資対象者がエネルギー・原材料価格高騰の影響を受けている場合にあっては、表を次のとおり読み替える。

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部うち原本1部）	
ア～エ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

1 3 伴走支援型経営改善資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は次のアから <u>オ</u> とする ア (1)ア及びイの場合 年0.85% イ (1)ウのうち責任共有制度の対象の場合 年0.45%～1.9%以内 ウ (1)ウのうち責任共有制度の対象除外の場合 年0.5%～2.2%以内 エ 本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（*6）を適用する場合は、 <u>アからウの信用保証料率に0.2%を上乗せする</u> オ <u>横断的制度を適用する場合はアからウに横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)～(9)	(略)
(10)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、本制度における免除対応を適用する場合又は横断的制度を適用する場合は不要</u>
(11)～(14)	(略)
(15) 埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1-2）（2部）添付書類（2部うち原本1部）	
ア～コ (略)	
<u>サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

* 1～* 6 (略)

1 4 要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）	
ア～エ (略)	
<u>オ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>カ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

1 5 企業パワーアップ資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内、経営安定関連保証は年0.68%以内又は年0.80%以内、危機関連保証は年0.80%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-2)（2部）添付書類（2部うち原本1部）	
ア～コ (略)	
<u>サ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>シ 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

1 3 伴走支援型経営改善資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は次のアから <u>ウ</u> とする ア (1)ア及びイの場合 年0.85% イ (1)ウのうち責任共有制度の対象の場合 年0.45%～1.9%以内 ウ (1)ウのうち責任共有制度の対象除外の場合 年0.5%～2.2%以内 ただし、本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（*6）を適用する場合は0.2%を上乗せする。
(8)～(9)	(略)
(10)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 本制度における免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を要しない
(11)～(14)	(略)
(15) 埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1-2）（2部）添付書類（2部うち原本1部）	
ア～コ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

* 1～* 6 (略)

1 4 要件緩和型経営安定資金<経営あんしん資金>

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）	
ア～エ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

1 5 企業パワーアップ資金

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.59%以内 ただし、経営安定関連保証は年0.68%以内又は年0.80%以内、危機関連保証は年0.80%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1-2)（2部）添付書類（2部うち原本1部）	
ア～コ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

16 借換資金（再借換を含む。）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内、経営安定関連保証は年0.68%以内又は年0.80%以内、危機関連保証は年0.80%以内 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は横断的制度要綱に定める信用保証料率を上乗せする</u>
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 <u>ただし、横断的制度を適用する場合は不要</u>
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）	
ア～カ (略)	
<u>キ 横断的制度を適用する場合 保証協会所定の事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書</u> <u>ク 経営者保証を提供する場合 保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明</u>	

*1～*3 (略)

第5～第10 (略)

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

2 改正前の要綱に基づいて融資された資金については、なお従前の例による。

16 借換資金（再借換を含む。）

(1)～(6)	(略)
(7)信用保証	付する。保証料率は年0.45%～1.64%以内 ただし、経営安定関連保証は年0.68%以内又は年0.80%以内、危機関連保証は年0.80%以内
(8)	(略)
(9)保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
(10)～(11)	(略)
(12) 申込書添付書類（2部（エは3部）うち原本1部）	
ア～カ (略)	
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

*1～*3 (略)

第5～第10 (略)

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

1 この要綱は、令和5年12月15日から施行する。